

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【公開番号】特開2013-58595(P2013-58595A)

【公開日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-015

【出願番号】特願2011-195889(P2011-195889)

【国際特許分類】

H 05 K 5/02 (2006.01)

H 05 K 5/06 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

H 05 K 5/02 V

H 05 K 5/06 D

H 04 N 5/225 E

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月3日(2014.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電性を有する第1のシール部材と、

弾性材料で形成された第2のシール部材と、

導電性の第1の筐体と、

導電性の第2の筐体と、

前記第1の筐体と前記第2の筐体とを接合する接合部を有し、前記接合部は、前記第1のシール部材が装着される第1の装着部と、前記第1の装着部より外気側に形成され前記第2のシール部材が装着される第2の装着部と、前記第2の装着部と前記第2のシール部材との接触部よりも外気側に形成された防食用の保護層とを有する本体とを具備する電子機器。

【請求項2】

請求項1に記載の電子機器であって、

前記接合部は、前記第1の筐体に形成された第1のフランジ部と、前記第2の筐体に形成された第2のフランジ部とを含み、

前記第2の装着部は、前記第1のフランジ部に形成され前記第2のシール部材を収容する溝部と、前記第2のフランジ部に形成され前記溝部と対向する平面部とを有する電子機器。

【請求項3】

請求項2に記載の電子機器であって、

前記溝部は、前記保護層が形成される第1の領域と、前記保護層が形成されない第2の領域とを有する

電子機器。

【請求項4】

請求項2または3に記載の電子機器であって、

前記第1のフランジ部は、前記第2のフランジ部よりも外側に突出し、

前記平面部は、前記溝部の一部を被覆する
電子機器。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のうちいずれか 1 項に記載の電子機器であって、
前記保護層は、塗膜である
電子機器。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の電子機器であって、
前記塗膜は、吹き付け塗膜である
電子機器。